

越境電子商取引（EC）の拡大に伴う通販貨物の輸入件数の急増を受け、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対しては、通販貨物の特性を踏まえ、より適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定（CP）に規定するよう求めることとしました。（2025年10月12日施行）

趣旨・概要

通販貨物には、搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続が大量かつ同時期に集中して行われるといった特性があります。それを踏まえ**手順等を明確化**することにより、適切な貨物管理の実施を目指すための改定です。

具体的な手順等の規定項目

- ① 蔵置されている通販貨物の**状況**や**具体的な蔵置場所**について、適時に把握することができる手順等
- ② 通販貨物に係る**貨物の取扱い**（例：内容点検、仕分け等）について、通関業者等が実施するものも含めて、適正に行うための手順等
- ③ 税関による**検査**等に対して、**適切に対応**するための手順等
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、当該貨物の**亡失等を防止**し適切に保全するとともに、他の貨物と混合しないよう**区分蔵置**するための手順等

※ 手順等：手順、体制及び設備をいいます。これらの手順等の全部又は一部について詳細に規定された手順書が別途ある場合には、当該手順書を税関に提出することにより、当該規定を社内管理規定の一部とみなすことも可能です。

保税Tips

Vol.6

～通販貨物を蔵置する保税地域～



「通販貨物」ってどんなもの？

- 「通販貨物」とは、改正関税法施行令（2025年10月12日施行）第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいいます。
- 「通販貨物」は、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物であるため、外国から日本への運送中や日本到着後に売買契約が締結される貨物（フルフィルメントサービス等）は、該当しません。
- 個人が購入する場合に限らず、法人が購入する場合も「通販貨物」になります。

通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が
「詳細な手順等」をCPに定めないといけないのかな？



当該規定の**対象外**となるのは以下の通りです。

- 外国貿易船から船卸しし又は外国貿易機から取卸しした貨物が直接搬入される保税蔵置場（関基42-18(2)イ）
- 法第50条第1項に規定する届出に係る場所（同(2)ロ）
- 通販貨物の取扱量並びに関基43-1(1)イに規定する知識及び能力を総合的に勘案し、詳細な手順等を定める必要がないと認められる保税蔵置場（同(2)ハ）

既に通販貨物を取り扱っている場合は、保税地域許可内容の変更（蔵置貨物の種類変更）に係る手続きも必要です！
(例) 輸入一般貨物 → 輸入一般貨物、通販貨物

【関係法令等】

- ・ 関税法施行令第59条1項6号（輸入申告の手続）
- ・ 関税法基本通達42-18（通販貨物を蔵置する保税蔵置場における貨物管理）
- ・ 関税法基本通達62の15-2（その他の規定の準用）：総合保税地域



保税制度のHP